

# 社会福祉法人愛信福祉会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委託関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が、評議員会出席以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議

員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて監査業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会および評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務または理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### (退職慰労金)

第6条 連続して8年以上在任した役員及び評議員が退任するときは、別表3により退職慰労金を支給することができる。

#### (出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### (役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

#### (改正)

第10条 本条規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

2 社会福祉法人愛信福社会役員費用弁償規定は廃止する。

別表1 理事会等出席報酬

名 称	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	7,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬等	7,000 円	1,000 円

別表2 業務報酬等

名 称	報 酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事長業務報酬等	7,000 円	1,000 円
理事及び評議員業務報酬等	7,000 円	1,000 円
監事監査指導報酬等	7,000 円	1,000 円

別表3 退職慰労金

名 称	慰労金の算定方法
理事長退職慰労金	在任期間1期(2年)につき10,000円
役員退職慰労金	在任期間1期(2年)につき5,000円
評議員退職慰労金	在任期間1期(2年)につき5,000円

別表第4

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	15,000 円	7,000 円	実 費